

平成29年2月20日
相模原市発表資料

児童虐待事案に係る相模原市と神奈川県警察 の連携に関する協定の締結について

本市では、児童虐待事案への警察との連携を更に強化するために、神奈川県警察本部と「児童虐待事案に係る相模原市と神奈川県警察の連携に関する協定」を締結することとなりましたので、お知らせします。

1 協定締結に至った経緯

神奈川県警察と本市は、これまでも児童虐待事案の対応に関して様々な連携を図ってきましたが、より円滑に対応するために情報の提供と共有に関するルールを明確化した協定を締結することとしました。

2 協定の概要

この協定は、児童虐待事案が多様化、深刻化している現状において、本市と神奈川県警察が緊密に連携を図り、適切な役割分担のもと、児童の安全確認と安全確保を的確に行い、児童虐待の早期発見と被害の拡大防止に努めることを目的として、それぞれが保有する情報を、必要な範囲で相互に提供して共有することにより、児童虐待事案に的確に対応していくものです。

平成29年3月1日から運用を開始します。

3 協定の締結

平成29年2月23日（木）午後2時から、相模原市役所本館2階第1特別会議室において、神奈川県警察本部少年育成課長と市こども育成部長が出席し、協定書を取り交わします。

問い合わせ先
こども青少年課
電話 042-769-9811